

東日本大震災により被害に遭われた受験者の検定料免除について

一橋大学では、被災者の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るために、下記のとおり検定料免除の特別措置を講じます。

記

1 免除対象となる入学者選抜試験

検定料免除の対象となる試験は、平成27年度学部入学試験（平成26年度に実施される一般入試、外国学校出身者入試、私費外国人留学生入試、推薦入試）です。

2 免除対象者

東日本大震災にかかる災害救助法適用地域を擁する県(岩手県、宮城県、福島県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県)において被災した場合で、受験者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、次のいずれかに該当する者を対象とします。

- (1) 学資負担者が被災し、死亡又は行方不明となった
- (2) 学資負担者の住居が被災し、全半壊・流失若しくは一部損壊又は全半焼又は床上浸水した
- (3) 学資負担者の勤務先（会社や自営業等ほか、田畑、漁業船舶等を含む。）が被災したことにより、収入が見込めなくなった
- (4) 学資負担者の居住地が福島第1原子力発電所の事故により強制的に避難を命じられている

3 免除を受けるための手続き

検定料の免除を受けようとする方は、出願時に提出することとなっている検定料振込確認書に代えて、次の書類を提出してください。

なお、この手続きを行う場合は、出願時に「検定料」を振り込まないでください。

- (1) 学資負担者の死亡等を証明する書類 (免除対象者(1)に該当する方)
- (2) 市町村長が発行する罹災証明書 (免除対象者(2)に該当する方)
- (3) 学資負担者の失職を証明する書類、雇用保険受給証明書の写し又は市町村長が発行する被災証明書のいずれか (免除対象者(3)に該当する方)
- (4) 市町村長が発行する被災証明書 (免除対象者(4)に該当する方)

4 問い合わせ先

学務部入試課 (電話番号) 042-580-8150